

令和2年かすみがうら市議会第4回定例会

市長提出議案集

令和2年11月30日提出

かすみがうら市

目 次

1. 議案第 52 号 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
..... 1~2
2. 議案第 53 号 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
..... 3~4
3. 議案第 54 号 かすみがうら市職員ゝ給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
..... 5~6
4. 議案第 55 号 かすみがうら市長等ゝ損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について
..... 7~8
5. 議案第 56 号 かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について
..... 9~10
6. 議案第 57 号 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等ゝの一部を改正する条例の制定について
..... 11~12
7. 議案第 58 号 かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
..... 13~14
8. 議案第 59 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
..... 15
9. 議案第 60 号 かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等ゝの基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
..... 16~17
10. 議案第 61 号 令和 2 年度かすみがうら市一般会計補正予算 (第 8 号)
..... 18~38

11. 議案第 62 号	令和 2 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	……………	39～46
12. 議案第 63 号	令和 2 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	……………	47～53
13. 議案第 64 号	令和 2 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）	……………	54～61
14. 議案第 65 号	小中学校学習者用コンピューター機器等の取得について	……………	62
15. 議案第 66 号	湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合同規約の変更について	……………	63～64
16. 議案第 67 号	つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び同公平委員会規約の変更について	……………	65
17. 議案第 68 号	市道路線の廃止について	……………	66～68
18. 議案第 69 号	市道路線の廃止について	……………	69～71
19. 議案第 70 号	市道路線の廃止について	……………	72～74
20. 議案第 71 号	市道路線の変更について	……………	75～77
21. 議案第 72 号	市道路線の変更について	……………	78～80

（参考資料）

○ 付議事件（条例）条文新旧対照表	……………	81～106
・ かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表	……………	(81)
かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 1 条関係)	……………	(81)

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	(81)
・ かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表	(81~83)
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(第 1 条関係)	(81~82)
かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧 対照表(第 2 条関係)	(82~83)
・ かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表	(83~84)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 1 条関係)	(83)
かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	(83~84)
・ かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表	(84~85)
かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表	(84~85)
かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例 新旧対照表(附則第 2 項関係)	(85)
かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (附則第 3 項関係)	(85)
・ かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等 新旧対照表	(85~93)
かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 1 条関 係)	(85~89)
かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第 2 条関係)	(89~93)

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第3条関係)	(93)
・ かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表	(93~101)
・ かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表	(101~102)
・ かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表	(102~104)
・ 湖北環境衛生組合格約 新旧対照表	(104~105)
・ つくば市等公平委員会規約 新旧対照表	(105~106)

議案第52号

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の170」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を加える。

第2条 かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」を「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第53号

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年かすみがうら市条例第40号)の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の170」」の次に「と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を加える。

第2条 かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」」を「「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第54号

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 かすみがうら市職員の給与に関する条例（平成17年かすみがうら市
条例第46号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の130」を「、6月に支給する場合には1
00分の130、12月に支給する場合には100分の125」に改め、同
条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第2条 かすみがうら市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の130、12月
に支給する場合には100分の125」を「100分の127.5」に改め、
同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

議案第55号

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例
(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、市長若しくは市の委員会の委員若しくは委員又は市の職員（同法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに關し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市は、市長等の市に対する損害を賠償する責任を、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、市長等が賠償の責任を負う額から、市長等に係る基準給与年額（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は地方公営企業の管理者 2
- (4) 市の職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第56号

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市行政組織条例の一部を改正する条例

かすみがうら市行政組織条例（平成17年かすみがうら市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「都市産業部」を「産業経済部」に改め、同条第6号中「建設部」を「都市建設部」に改める。

第3条第1号ウ中「及び情報政策」を削り、同号中キ及びクを削り、カをクとし、オをキとし、エをカとし、ウの次に次のように加える。

エ 情報政策に関する事。

オ 行政改革に関する事。

第3条第5号中「都市産業部」を「産業経済部」に改め、同号ウからオまでを次のように改める。

ウ 商業及び工業に関する事。

エ 労政に関する事。

オ その他産業振興に関する事。

第3条第5号カ及びキを削る。

第3条第6号を次のように改める。

(6) 都市建設部

- ア 都市計画に関すること。
- イ 開発に関すること。
- ウ 公園緑地に関すること。
- エ 建築指導に関すること。
- オ 土地区画整理に関すること。
- カ 道路、河川その他土木に関すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例の一部改正)
- 2 かすみがうら市農業振興地域整備促進協議会設置条例（平成23年かすみ
がうら市条例第14号）の一部を次のように改正する。
第8条中「都市産業部」を「産業経済部」に改める。
(かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)
- 3 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17
年かすみがうら市条例第144号）の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「建設部」を「都市建設部」に改める。

議案第 57 号

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例の制定について

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条
例を次のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例等の一部を
改正する条例

(かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 1 条 かすみがうら市あじさい館設置及び管理に関する条例（平成 21 年か
すみがうら市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育長」を「市長」に、「教育委員会」を「市」に改める。

本則（第 3 条を除く。）中「多目的室」を「軽運動室」に改める。

第 3 条中「、多目的室」を削り、同条中「多目的室」を「軽運動室」に改
める。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とす
る。

(かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例（平成21年かすみ
がうら市条例第23号）の一部を次のように改正する。

本則中「教育長」を「市長」に、「教育委員会」を「市」に改める。

第6条第1項中「館長」を「市長」に改める。

（かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例の一部改正）

第3条 かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例（平成28年かすみ
がうら市条例第43号）の一部を次のように改正する。

別表中あじさい館の部多目的室の項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前のかすみがうら市あじさい館設置及び管理
に関する条例第8条第1項に規定する使用許可を受けている者の多目的室の
利用については、なお従前の例による。

議案第58号

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定
する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

かすみがうら市国民健康保険税条例（平成17年かすみがうら市条例第10
1号）の一部を次のように改正する。

第27条第1号中「33万円」を「、43万円（納税義務者並びにその世帯
に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有
する者（前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法（昭
和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3
項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等
の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）
の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5に規定
する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所
得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢6
5歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限

り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」に改める。

附則第5項中「所得税法(昭和40年法律第33号)」を「所得税法」に改め、「第28条」を「第27条」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「法」に、「とする。))」を「とする。)及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円)」に改める。

附則第6項、附則第7項、附則第9項から附則第12項まで、附則第15項及び附則第16項中「第28条」を「第27条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第59号

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例

かすみがうら市介護保険条例（平成18年かすみがうら市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第6号中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

議案第60号

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条
例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準
を定める条例の一部を改正する条例

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条
例（平成26年かすみがうら市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第5条中「既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める」を削り、同
条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）別表第2（い）項第1号に
規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用
住宅」という。）
- (2) 建築基準法別表第2（い）項第2号に規定する建築物のうち、自己の
居住の用及び自己の業務の用に供するもの
第5条に次の3号を加える。
- (3) 建築基準法別表第2（ろ）項第2号に規定する建築物のうち、自己の

業務の用に供するもの

(4) 延べ面積が200平方メートル以下の事務所又は作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。

(5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物

第6条第1項第1号中「次のいずれかに該当する開発行為」を「前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。」に改め、同号に後段として次のように加える。

この場合において、前条第4号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型集落又は独立型集落」とする。

第6条第1項第1号ア及びイを削り、同項第2号中「自己の居住の用に供する専用住宅（以下「自己用住宅」という。）」を「自己用住宅」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前協議書又は法第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、なお従前の例による。

議案第61号

令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）

令和2年度かすみがうら市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ563,469千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,331,059千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 地方特例交付金		20,000	16,941	36,941
	1 地方特例交付金	20,000	16,941	36,941
11 地方交付税		4,740,382	168,921	4,909,303
	1 地方交付税	4,740,382	168,921	4,909,303
15 国庫支出金		7,309,806	57,847	7,367,653
	1 国庫負担金	1,703,753	52,434	1,756,187
	2 国庫補助金	5,595,209	5,413	5,600,622
16 県支出金		1,393,394	53,137	1,446,531
	1 県負担金	675,033	22,466	697,499
	2 県補助金	535,653	30,127	565,780
	3 県委託金	83,210	544	83,754
19 繰入金		1,363,567	32,363	1,395,930
	2 特別会計繰入金	3	32,363	32,366
20 繰越金		423,422	71,968	495,390
	1 繰越金	423,422	71,968	495,390
21 諸収入		371,514	162,292	533,806
	5 雑収入	336,660	162,292	498,952
歳入	合計	24,767,590	563,469	25,331,059

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議 会 費		144,949	△27	144,922
	1 議 会 費	144,949	△27	144,922
2 総 務 費		6,252,158	43,369	6,295,527
	1 総 務 管 理 費	5,885,104	35,894	5,920,998
	2 徴 税 費	210,619	2,190	212,809
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	135,753	5,285	141,038
3 民 生 費		6,312,886	205,616	6,518,502
	1 社 会 福 祉 費	3,142,318	35,851	3,178,169
	2 児 童 福 祉 費	2,684,478	134,852	2,819,330
	3 生 活 保 護 費	486,090	34,913	521,003
4 衛 生 費		2,780,060	△12,810	2,767,250
	1 保 健 衛 生 費	2,780,060	△12,810	2,767,250
5 労 働 費		26,088	176	26,264
	1 労 働 諸 費	26,088	176	26,264
6 農 林 水 産 業 費		723,468	9,931	733,399
	1 農 業 費	702,463	9,931	712,394
7 商 工 費		1,090,838	267,174	1,358,012
	1 商 工 費	1,090,838	267,174	1,358,012
8 土 木 費		1,548,820	1,542	1,550,362
	1 土 木 管 理 費	105,653	5,708	111,361
	4 都 市 計 画 費	861,789	△4,166	857,623
9 消 防 費		1,173,231	△13,998	1,159,233

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消 防 費	1,173,231	△13,998	1,159,233
10 教 育 費		2,621,706	62,496	2,684,202
	1 教 育 総 務 費	313,847	△2,874	310,973
	2 小 学 校 費	1,524,154	35,702	1,559,856
	3 中 学 校 費	350,346	20,250	370,596
	4 社 会 教 育 費	289,455	10,959	300,414
	5 保 健 体 育 費	143,904	△1,541	142,363
	歳 出 合 計	24,767,590	563,469	25,331,059

第 2 表 債 務 負 担 行 為 補 正

1 追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
かすみがうら市総合計画後期基本計画策定支援業務委託	令和2年度から令和3年度まで	14,025
働く女性の家 トレーニング室改修工事実施設計業務委託	令和2年度から令和3年度まで	1,210
古民家江口屋園地整備設計業務委託	令和2年度から令和3年度まで	1,760

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市 税	5,605,712	0	5,605,712
2 地 方 譲 与 税	233,600	0	233,600
3 利 子 割 交 付 金	5,017	0	5,017
4 配 当 割 交 付 金	21,788	0	21,788
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	11,954	0	11,954
6 法 人 事 業 税 交 付 金	60,986	0	60,986
7 地 方 消 費 税 交 付 金	876,830	0	876,830
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	101,000	0	101,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金	25,558	0	25,558
10 地 方 特 例 交 付 金	20,000	16,941	36,941
11 地 方 交 付 税	4,740,382	168,921	4,909,303
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	6,600	0	6,600
13 分 担 金 及 び 負 担 金	100,842	0	100,842
14 使 用 料 及 び 手 数 料	52,639	0	52,639
15 国 庫 支 出 金	7,309,806	57,847	7,367,653
16 県 支 出 金	1,393,394	53,137	1,446,531
17 財 産 収 入	15,753	0	15,753
18 寄 附 金	20,252	0	20,252
19 繰 入 金	1,363,567	32,363	1,395,930
20 繰 越 金	423,422	71,968	495,390
21 諸 収 入	371,514	162,292	533,806

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
22 市 債	2,006,974	0	2,006,974
歳 入 合 計	24,767,590	563,469	25,331,059

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 議 会 費	144,949	△27	144,922				△27
2 総 務 費	6,252,158	43,369	6,295,527	△21,000			64,369
3 民 生 費	6,312,886	205,616	6,518,502	105,520		2,938	97,158
4 衛 生 費	2,780,060	△12,810	2,767,250	1,881		300	△14,991
5 労 働 費	26,088	176	26,264				176
6 農 林 水 産 業 費	723,468	9,931	733,399	1,734			8,197
7 商 工 費	1,090,838	267,174	1,358,012	22,849		157,688	86,637
8 土 木 費	1,548,820	1,542	1,550,362				1,542
9 消 防 費	1,173,231	△13,998	1,159,233				△13,998
10 教 育 費	2,621,706	62,496	2,684,202				62,496
11 災 害 復 旧 費	2	0	2				
12 公 債 費	2,063,384	0	2,063,384				
13 予 備 費	30,000	0	30,000				
歳 出 合 計	24,767,590	563,469	25,331,059	110,984		160,926	291,559

2 歳 入

(款) 10 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地 方 特 例 交 付 金	20,000	16,941	36,941	1 地 方 特 例 交 付 金	16,941	地方特例交付金
計	20,000	16,941	36,941			

(款) 11 地方交付税

(項) 1 地方交付税

1 地 方 交 付 税	4,740,382	168,921	4,909,303	1 地 方 交 付 税	168,921	普通交付税 特別交付税	166,441 2,480
計	4,740,382	168,921	4,909,303				

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民 生 費 国 庫 負 担 金	1,601,737	52,434	1,654,171	2 児 童 福 祉 費 負 担 金	44,934	子どものための教育・保育給付費負担金	
				4 生 活 保 護 費 負 担 金	7,500	生活保護費負担金	
計	1,703,753	52,434	1,756,187				

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	5,004,151	1,849	5,006,000	1 総 務 費 補 助 金	1,849	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	
2 民 生 費 国 庫 補 助 金	225,178	1,683	226,861	1 社 会 福 祉 費 補 助 金	495	障害者総合支援事業費補助金	
				2 児 童 福 祉 費 補 助 金	818	子育てのための施設等利用給付交付金	
				3 子 ども ・ 子 育 て 支 援 交 付 金	370	延長保育事業 一時預かり事業 地域子育て支援拠点事業	△2,008 2,212 166
3 衛 生 費 国 庫 補 助 金	18,643	1,881	20,524	1 保 健 衛 生 費 補 助 金	1,881	母子保健衛生費補助金 疾病予防対策事業費等補助金	1,202 679
計	5,595,209	5,413	5,600,622				

(款) 16 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民 生 費 県 負 担 金	675,033	22,466	697,499	2 児 童 福 祉 費 負 担 金	22,466	子どものための教育・保育給付費負担金	
計	675,033	22,466	697,499				

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

2 民 生 費 県 補 助 金	282,528	28,937	311,465	2 老 人 福 祉 費 補 助 金	22,033	地域医療介護総合確保基金事業補助金	
-----------------	---------	--------	---------	-------------------	--------	-------------------	--

(款) 16 県支出金

(項) 2 県補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
(2民生費県補助金)				4 児童福祉費補助金	6,534	施設型給付費補助金 2,425 子育てのための施設等利用給付交付金 409 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 3,700
				5 子ども・子育て支援交付金	370	延長保育事業 △2,008 一時預かり事業 2,212 地域子育て支援拠点事業 166
4農林水産業費 県補助金	56,733	1,190	57,923	1 農業費補助金	1,190	産地生産基盤パワーアップ事業補助金
計	535,653	30,127	565,780			

(款) 16 県支出金

(項) 3 県委託金

3農林水産業費 県委託金	68	544	612	1 農業費委託金	544	家畜伝染病予防事業委託金
計	83,210	544	83,754			

(款) 19 繰入金

(項) 2 特別会計繰入金

3介護保険特別会計 繰入金	1	32,363	32,364	1 介護保険特別会計 繰入金	32,363	介護保険特別会計繰入金
計	3	32,363	32,366			

(款) 20 繰越金

(項) 1 繰越金

1繰越金	423,422	71,968	495,390	1 繰越金	71,968	前年度繰越金
計	423,422	71,968	495,390			

(款) 21 諸収入

(項) 5 雑入

5保健衛生費納入金	3,433	300	3,733	1 保健衛生費納入金	300	新型コロナウイルス検査負担金
7雑入	301,626	161,992	463,618	1 雑入	161,992	新型コロナ対策プレミアム付商品券売上金 157,688 過年度分身体障害者更生医療給付事業過誤払い返納金 4,304
計	336,660	162,292	498,952			

3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
1 議会費	144,949	△27	144,922				△27	2 給料 155	01 職員等人件費 225	
								3 職員手当等 △246	2 一般職給料 155	
								4 共済費 64	3 期末手当 △66	
									3 勤勉手当 72	
									4 共済組合負担金 64	
									02 市議会運営事業 △252	
									3 議員期末手当 △252	
計	144,949	△27	144,922				△27			

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

1 一般管理費	5,050,372	38,439	5,088,811				38,439	2 給料 4,928	01 職員等人件費 18,324
								3 職員手当等 12,702	2 一般職給料 4,928
								4 共済費 194	3 扶養手当 △75
								8 旅費 500	3 通勤手当 1,975
								10 需用費 64	3 住居手当 946
								11 役務費 51	3 期末手当 △420
								18 負担金、補助及び交付金 20,000	3 勤勉手当 2,285
									3 特別職期末手当 △79
									3 退職手当 △3,211
									3 退職手当特別負担金 12,183
	3 児童手当 △920								
	3 地域手当 18								
	4 共済組合負担金 2,572								
	4 特別職共済組合負担金 △1,924								
	4 社会保険料 △454								
	8 職員普通旅費 500								
		22 新生児特別定額給付金事業(政策) 20,115							
		10 消耗品費 4							
		10 印刷製本費 60							
		11 通信運搬費 51							
		18 新生児特別定額給付金 20,000							
6 財産管理費	211,077	10,263	221,340				10,263	12 委託料 10,263	06 公有財産調整事業(政策) 10,263
									12 廃止施設解体設計業務委託 10,263
7 企画費	144,653	△21,000	123,653	△21,000				△21,000	03 企画調整事業(政策) △21,000
									12 新型コロナウイルス感染症対策スマホ決済ポイント還元業務委託 △21,000
13 あじさい館管理費	84,449	8,192	92,641				8,192	12 委託料 134	02 あじさい館管理事業 8,192
									12 電話設備移設業務委託 99

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
13 あじさい館管理費							14 工事請負費	4,290	12 複写機移設業務委託 35 14 事務室改修工事 4,290	
							17 備品購入費	3,768	17 事務室用備品 3,768	
計	5,885,104	35,894	5,920,998	△21,000				56,894		

(款) 2 総務費

(項) 2 徴税費

1 税務総務費	135,070	△220	134,850				△220	2 給料	777	01 職員等人件費	△220	
								3 職員手当等	△720		2 一般職給料	777
								4 共済費	△277		3 扶養手当	△169
2 賦課費	57,017	2,410	59,427				2,410	12 委託料	1,176	02 市税賦課事務事業	2,410	
								17 備品購入費	1,234		12 確定申告電話予約システム業務委託	1,176
											17 キャッシュレス決済用POSレジ機器	1,234
計	210,619	2,190	212,809				2,190					

(款) 2 総務費

(項) 3 戸籍住民基本台帳費

1 戸籍住民基本台帳費	134,859	5,285	140,144				5,285	2 給料	△220	01 職員等人件費	△280	
								3 職員手当等	44		2 一般職給料	△220
								4 共済費	△104		3 通勤手当	96
計	135,753	5,285	141,038				5,285	17 備品購入費	5,565	03 住民基本台帳事業	5,565	
											3 期末手当	△206
											3 勤勉手当	154
										4 共済組合負担金	△104	
										17 証明書交付用タブレット機器	1,865	
										17 キャッシュレス決済用POSレジ機器	3,700	

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

1 社会福祉総務費	630,757	△1,100	629,657				△1,100	2 給料	1,322	01 職員等人件費	2,482
										2 一般職給料	1,322

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
(1 社会福祉 総務費)								3 職員 手当等	1,375	3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	36 706 603 △683 706 7 △563 348
								4 共済費	△215		
								27 繰出金	△3,582		
										13 国民健康保険特別会計繰出事業 27 国民健康保険特別会計繰出 金	△3,582 △3,582
2 老人福祉 費	118,849	22,033	140,882	22,033				18 負担金 、補助 及び 交付金	22,033	18 社会福祉施設整備事業（政策） 18 地域医療介護総合確保基金 事業補助金	22,033 22,033
3 障害者 福祉費	932,630	9,545	942,175	495		2,938	6,112	12 委託料	990	05 障害者自立支援事業 12 障害者自立支援給付審査支 払等システム改修委託 22 国庫負担金等超過交付返還 金 22 県費負担金等超過交付返還 金	990 7,575 980
								22 償還金 、利子 及び 割引料	8,555		
4 国民年金 費	3,792	37	3,829				37	3 職員 手当等	△1	01 職員等人件費 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	37 240 △175 △66 38
								4 共済費	38		
5 医療福祉 費	346,677	3,187	349,864				3,187	22 償還金 、利子 及び 割引料	3,187	02 医療福祉事業 22 県補助金超過交付返還金	3,187 3,187
6 老人医療 費	528,086	616	528,702				616	27 繰出金	616	03 後期高齢者医療事業 27 後期高齢者医療特別会計繰 出金	616 616
7 介護保険 費	581,527	1,533	583,060				1,533	27 繰出金	1,533	04 介護保険特別会計繰出事業 27 介護保険特別会計繰出金	1,533 1,533
計	3,142,318	35,851	3,178,169	22,528		2,938	10,385				

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2 児童措置費	959,022	2,048	961,070				2,048	12 委託料 363 22 償還金、利子及び割引料 1,685	02 児童扶養手当事業 775 22 国庫負担金等超過交付金返還金 775 05 児童手当事業 1,273 12 電子申請操作説明動画作成業務委託 363 22 国庫負担金等超過交付金返還金 910	
3 保育所費	402,539	△6,255	396,284	300			△6,555	2 給料 △3,900 3 職員手当等 △4,594 4 共済費 259 10 需用費 300 18 負担金、補助及び交付金 1,680	01 職員等人件費 △8,235 2 一般職給料 △3,900 3 扶養手当 318 3 通勤手当 △13 3 住居手当 △24 3 期末手当 △3,275 3 勤勉手当 △1,600 4 共済組合負担金 △125 4 社会保険料 384 02 保育所事業 300 10 消耗品費 300 12 保育所事業(政策) 1,680 18 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 1,680	
4 児童福祉施設費	1,007,689	136,215	1,143,904	75,192			61,023	12 委託料 2,431 18 負担金、補助及び交付金 15,816 19 扶助費 89,078 22 償還金、利子及び割引料 28,890	02 広域委託事業 2,431 12 広域公立入所委託 1,110 12 広域私立入所委託 1,321 04 私立保育所事業(政策) 43,599 18 主食代補助金 4,130 18 送迎バス補助金 1,050 18 民間保育所補助金 △5,074 18 子ども・子育て支援交付金 1,108 18 障害児保育事業補助金 4,872 18 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金 3,400 18 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 6,330 22 国庫補助金等返還金 27,783 05 認定こども園事業 88,126 19 市内私立認定こども園給付費 85,381	

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(4) 児童福祉施設費									19 施設等利用費 (認可外保育施設) 1,638 22 国庫補助金等返還金 1,107 06 家庭的保育等事業 2,059 19 市内地域型保育給付費 2,059	
5 児童館費	75,503	24	75,527				24	2 給料 △164 3 職員手当等 154 4 共済費 34	01 職員等人件費 24 2 一般職給料 △164 3 扶養手当 42 3 通勤手当 96 3 住居手当 △24 3 期末手当 △144 3 勤勉手当 184 4 共済組合負担金 34	
6 放課後児童健全育成事業費	204,835	2,820	207,655				2,820	18 負担金、補助及び交付金 2,820	03 放課後児童健全育成事業 (政策) 2,820 18 新型コロナウイルス感染症対策従事者慰労金 2,820	
計	2,684,478	134,852	2,819,330	75,492			59,360			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

1 生活保護総務費	103,453	24,913	128,366				24,913	2 給料 △140 3 職員手当等 △373 4 共済費 △411 22 償還金、利子及び割引料 25,837	01 職員等人件費 △924 2 一般職給料 △140 3 通勤手当 28 3 住居手当 △248 3 期末手当 △111 3 勤勉手当 △42 4 共済組合負担金 △411 02 生活保護等総務事業 25,837 22 国庫負担金等超過交付返還金 25,837
2 扶助費	382,637	10,000	392,637	7,500			2,500	19 扶助費 10,000	02 生活保護等扶助事業 10,000 19 生活扶助費 8,000 19 介護扶助費 2,000
計	486,090	34,913	521,003	7,500			27,413		

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

1 保健衛生総務費	597,582	△3,767	593,815	679		300	△4,746	2 給料 △3,212 3 職員手当等 △1,814 4 共済費 △1,206	01 職員等人件費 △6,232 2 一般職給料 △3,212 3 扶養手当 △722 3 住居手当 △188
-----------	---------	--------	---------	-----	--	-----	--------	--	--

(款) 4 衛生費

(項) 1 保健衛生費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明	
				特定財源				区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
(1) 保健衛生 総務費								11 役務費	10	3 期末手当	△1,352
								12 委託料	1,650	3 勤勉手当	448
								17 備品 購入費	805	4 共済組合負担金	△1,206
										16 感染症対策事業	2,465
								11 通信運搬費	10		
										12 疾病予防対策事業委託(新 型コロナウイルス検査委託)	1,650
										17 サーマルカメラ	655
										17 ノータッチ式ディスペン サー	150
2 母子保健 事業費	53,998	△9,043	44,955	1,202			△10,245	12 委託料	△9,043	02 母子保健事業	△9,043
										12 妊婦・乳児健診委託	△9,043
計	2,780,060	△12,810	2,767,250	1,881		300	△14,991				

(款) 5 労働費

(項) 1 労働諸費

2 働く女性 の家管理 費	15,671	176	15,847				176	2 給料	41	01 職員等人件費	176
								3 職員 手当等	66	2 一般職給料	41
								4 共済費	69	3 期末手当	△8
										3 勤勉手当	74
										4 共済組合負担金	69
計	26,088	176	26,264				176				

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

1 農業委員 会費	57,231	△2,310	54,921				△2,310	2 給料	△1,579	01 職員等人件費	△2,310
								3 職員 手当等	△322	2 一般職給料	△1,579
								4 共済費	△409	3 扶養手当	162
										3 期末手当	△445
										3 勤勉手当	△39
										4 共済組合負担金	△409
2 農業総務 費	402,481	4,710	407,191				4,710	2 給料	2,571	01 職員等人件費	4,710
								3 職員 手当等	1,332	2 一般職給料	2,571
								4 共済費	807	3 通勤手当	85
										3 住居手当	645
										3 期末手当	143
										3 勤勉手当	459
										4 共済組合負担金	807

(款) 6 農林水産業費

(項) 1 農業費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
3 農業振興費	45,896	1,190	47,086	1,190			18 負担金、補助及び交付金	1,190	09 農業振興事業 18 産地生産基盤パワーアップ事業補助金 1,190	
4 畜産振興費	1,139	1,632	2,771	544			18 負担金、補助及び交付金	1,632	03 畜産振興事業(政策) 18 家畜防疫予防事業推進補助金 1,632	
8 農地費	157,499	4,709	162,208				18 負担金、補助及び交付金	4,709	03 土地改良整備支援事業(政策) 18 県単土地改良上乘せ補助金 4,709	
計	702,463	9,931	712,394	1,734				8,197		

(款) 7 商工費

(項) 1 商工費

1 商工総務費	63,486	6,646	70,132				6,646	2 給料	3,919	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	6,646 3,919 276 84 △43 421 460 783 339 407
								3 職員手当等	1,981		
								4 共済費	746		
2 商工振興費	826,111	260,528	1,086,639	22,849		157,688	79,991	11 役務費	2,124	03 中小企業対策事業(政策) 18 「新しい生活様式」に対応したビジネスモデル構築支援事業補助金 18 事業継続給付金 05 商工振興事業(政策) 11 手数料 12 かすみエールプレミアム商品券発行運營業務委託 18 新型コロナ対策消費喚起割引チケット交付金 18 かすみエールプレミアム商品券交付金	△70,468 △14,068 △56,400 330,996 2,124 17,418 △3,924 315,378
								12 委託料	17,418		
								18 負担金、補助及び交付金	240,986		
計	1,090,838	267,174	1,358,012	22,849		157,688	86,637				

(款) 8 土木費

(項) 1 土木管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 土木総務費	105,653	5,708	111,361				5,708	2 給料	4,400	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	5,708 4,400 △574 128 20 268 668 417 381
								3 職員手当等	510		
								4 共済費	798		
計	105,653	5,708	111,361				5,708				

(款) 8 土木費

(項) 4 都市計画費

1 都市計画総務費	844,223	△4,166	840,057				△4,166	2 給料	△2,948	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当 3 住居手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 4 共済組合負担金	△4,166 △2,948 219 △18 422 △934 △133 △774
								3 職員手当等	△444		
								4 共済費	△774		
計	861,789	△4,166	857,623				△4,166				

(款) 9 消防費

(項) 1 消防費

1 常備消防費	700,988	△13,998	686,990				△13,998	2 給料	△6,531	01 職員等人件費 2 消防職給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 管理職手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 地域手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料	△13,998 △6,531 △81 164 △329 3,399 △3,964 △37 25 △7,046 402
								3 職員手当等	△823		
								4 共済費	△6,644		
計	1,173,231	△13,998	1,159,233				△13,998				

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

2 事務局費	109,669	△2,874	106,795				△2,874	2 給料	△2,574	01 職員等人件費 2 一般職給料 3 扶養手当	△2,979 △2,574 300
								3 職員手当等	84		

(款) 10 教育費

(項) 4 社会教育費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
(2 公民館費)									4 共済組合負担金 △168 4 社会保険料 88 08 千代田公民館管理事業 5,813 14 千代田公民館軽量鉄骨倉庫 解体工事 4,862 14 千代田講堂照明及び駐車場 街路灯交換工事 951	
4 図書館費	63,986	3,429	67,415				3,429	2 給料 2,458 3 職員手当等 574 4 共済費 397	01 職員等人件費 3,429 2 一般職給料 2,458 3 通勤手当 48 3 期末手当 276 3 勤勉手当 250 4 社会保険料 397	
5 歴史博物館費	62,749	△320	62,429				△320	2 給料 △182 3 職員手当等 36 4 共済費 △174	01 職員等人件費 △320 2 一般職給料 △182 3 通勤手当 333 3 管理職手当 △27 3 期末手当 △270 4 共済組合負担金 △246 4 社会保険料 72	
計	289,455	10,959	300,414				10,959			

(款) 10 教育費

(項) 5 保健体育費

1 保健体育総務費	56,237	△1,541	54,696				△1,541	2 給料 △827 3 職員手当等 △284 4 共済費 △430	01 職員等人件費 △1,541 2 一般職給料 △827 3 扶養手当 135 3 通勤手当 △19 3 期末手当 △355 3 勤勉手当 △45 4 共済組合負担金 △448 4 社会保険料 18
計	143,904	△1,541	142,363				△1,541		

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計	
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当			計
補 正 後	長 等	3		23,004	7,386 (3.35)	3,193	33,583	4,453	38,036
	議 員	16	52,620		16,894 (3.35)		16,894	18,560	35,454
	その他の特別職	1,163	60,192					400	400
	計	1,182	112,812	23,004	24,280	3,193	50,477	23,413	73,890
補 正 前	長 等	3		23,004	7,496 (3.40)	3,193	33,693	6,474	40,167
	議 員	16	52,620		17,146 (3.40)		17,146	18,560	35,706
	その他の特別職	1,163	60,192					400	400
	計	1,182	112,812	23,004	24,642	3,193	50,839	25,434	76,273
比 較	長 等				△ 110 (△0.05)		△ 110	△ 2,021	△ 2,131
	議 員				△ 252 (△0.05)		△ 252		△ 252
	その他の特別職								
	計				△ 362		△ 362	△ 2,021	△ 2,383

2 一般職

(1)総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	376 (318)	(357,536)	1,440,746	1,006,000 (41,551)	2,446,746 (399,087)	462,713 (58,633)	2,909,459 (457,720)
補正前	376 (318)	(357,536)	1,441,228	1,006,799 (41,551)	2,448,027 (399,087)	468,471 (58,633)	2,916,498 (457,720)
比 較			△ 482	△ 799	△ 1,281	△ 5,758	△ 7,039

()内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	45,279	328,186	245,411	21,492	27,611	56,216	3,500	51,835	2,288	25,292	5,773	186,886	4,219	2,012
	補正前	45,432	341,050	240,541	19,664	23,250	56,216	3,500	47,515	2,288	25,292	5,773	190,097	4,219	1,962
	比 較	△ 153	△ 12,864	4,870	1,828	4,361			4,320					△ 3,211	50

議案第62号

令和2年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和2年度かすみがうら市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出から1,994千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,154,006千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰 入 金		305,934	△3,582	302,352
	1 一 般 会 計 繰 入 金	305,933	△3,582	302,351
7 繰 越 金		1	1,588	1,589
	1 繰 越 金	1	1,588	1,589
歳 入 合 計		4,156,000	△1,994	4,154,006

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		50,707	△3,582	47,125
	1 総務管理費	49,707	△3,582	46,125
6 保健事業費		45,042	1,588	46,630
	1 特定健康診査等事業費	26,568	1,588	28,156
歳 出 合 計		4,156,000	△1,994	4,154,006

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税	916,313	0	916,313
2 使用料及び手数料	800	0	800
3 国庫支出金	1	0	1
4 県支出金	2,915,514	0	2,915,514
5 財産収入	3	0	3
6 繰入金	305,934	△3,582	302,352
7 繰越金	1	1,588	1,589
8 諸収入	17,434	0	17,434
歳入合計	4,156,000	△1,994	4,154,006

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	50,707	△3,582	47,125				△3,582
2 保 険 給 付 費	2,886,896	0	2,886,896				
3 国民健康保険事業費納付金	1,145,605	0	1,145,605				
4 共 同 事 業 拠 出 金	1	0	1				
5 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
6 保 健 事 業 費	45,042	1,588	46,630				1,588
7 基 金 積 立 金	7,643	0	7,643				
8 諸 支 出 金	5,105	0	5,105				
9 予 備 費	15,000	0	15,000				
歳 出 合 計	4,156,000	△1,994	4,154,006				△1,994

2 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	305,933	△3,582	302,351	1 一般会計繰入金	△3,582	職員給与費等 事務費等
計	305,933	△3,582	302,351			△4,572 990

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	1	1,588	1,589	1 その他の繰越金	1,588	前年度繰越金
計	1	1,588	1,589			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	48,228	△3,582	44,646				△3,582	2 給 料 3 職 員 手当等 4 共 済 費 12 委 託 料	△3,168 △808 △596 990	01 職員等人件費 2 一般職員給料 3 扶養手当 3 通勤手当 3 住居手当 3 期末手当 3 勤勉手当 3 退職手当 3 児童手当 4 共済組合負担金 4 社会保険料 02 一般管理事業 12 電算システム改修委託	△4,572 △3,168 120 △35 △248 △522 △207 △96 180 △233 △363 990 990
計	49,707	△3,582	46,125				△3,582				

(款) 6 保健事業費

(項) 1 特定健康診査等事業費

1 特定健康診査等事業費	26,568	1,588	28,156				1,588	22 償還金、利子及び割引料	1,588	01 特定健康診査等事業 22 令和元年度茨城県国民健康保険保険給付費等交付金返還金	1,588 1,588
計	26,568	1,588	28,156				1,588				

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分		職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
			報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他 の手当		
補 正 後	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	151			151		151
	計	10	151			151		151
補 正 前	長 等 議 員							
	その他の特別職	10	151			151		151
	計	10	151			151		151
比 較	長 等 議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	4		13,186	9,135	22,321	4,350	26,671
	(2)	(4,362)		(615)	(4,977)	(870)	(5,847)
補正前	4		16,354	10,123	26,477	4,583	31,060
	(2)	(4,362)		(615)	(4,977)	(870)	(5,847)
比 較			△ 3,168	△ 988	△ 4,156	△ 233	△ 4,389

()内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	120	2,911	2,251	388	184	1,500						1,781		
	補正前		3,433	2,458	636	219	1,500						1,877		
	比 較	120	△ 522	△ 207	△ 248	△ 35							△ 96		

議案第63号

令和2年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和2年度かすみがうら市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ770千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ884,770千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰 入 金		498,980	616	499,596
	1 一 般 会 計 繰 入 金	498,980	616	499,596
6 国 庫 補 助 金		0	154	154
	1 国 庫 補 助 金	0	154	154
歳 入 合 計		884,000	770	884,770

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		3,520	770	4,290
	1 総務管理費	2,734	770	3,504
歳出合計		884,000	770	884,770

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	384,017	0	384,017
2 使用料及び手数料	1	0	1
3 繰入金	498,980	616	499,596
4 繰越金	1	0	1
5 諸収入	1,001	0	1,001
6 国庫補助金	0	154	154
歳入合計	884,000	770	884,770

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	3,520	770	4,290	154			616
2 後期高齢者医療広域連合納付金	878,479	0	878,479				
3 諸 支 出 金	1,001	0	1,001				
4 予 備 費	1,000	0	1,000				
歳 出 合 計	884,000	770	884,770	154			616

2 歳 入

(款) 3 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 事 務 費 繰 入 金	3,518	616	4,134	1 事 務 費 繰 入 金	616	事務費繰入金
計	498,980	616	499,596			

(款) 6 国庫補助金

(項) 1 国庫補助金

1 総 務 費 国 庫 補 助 金	0	154	154	1 高 齢 者 医 療 制 度 円 滑 運 営 事 業 費 補 助 金	154	高齢者医療制度円滑運営事業費補助金
計	0	154	154			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一 般 財 源	区 分		金 額	
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他					
1 一般管理費	2,734	770	3,504	154			616	12 委託料	770	01 後期高齢者医療一般管理事業 12 電算システム改修委託	770 770
計	2,734	770	3,504	154			616				

議案第64号

令和2年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）

令和2年度かすみがうら市の介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37,021千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,669,836千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		762,607	1,391	763,998
	2 国庫補助金	168,876	1,391	170,267
7 繰入金		609,767	3,275	613,042
	1 一般会計繰入金	576,643	1,533	578,176
	2 基金繰入金	33,124	1,742	34,866
8 繰越金		4,815	32,355	37,170
	1 繰越金	4,815	32,355	37,170
歳入合計		3,632,815	37,021	3,669,836

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		99,348	2,924	102,272
	1 総務管理費	74,128	2,924	77,052
4 地域支援事業費		108,551	△5	108,546
	3 包括的支援事業・任意事業費	59,866	△5	59,861
7 諸支出金		4,817	34,102	38,919
	1 償還金及び還付加算金	4,815	1,739	6,554
	3 繰出金	1	32,363	32,364
歳出合計		3,632,815	37,021	3,669,836

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	787,902	0	787,902
2 使用料及び手数料	100	0	100
3 国庫支出金	762,607	1,391	763,998
4 支払基金交付金	924,537	0	924,537
5 県支出金	521,073	0	521,073
6 財産収入	35	0	35
7 繰入金	609,767	3,275	613,042
8 繰越金	4,815	32,355	37,170
9 諸収入	9,533	0	9,533
10 介護サービス収入	12,446	0	12,446
歳入合計	3,632,815	37,021	3,669,836

歳 出

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1 総 務 費	99,348	2,924	102,272	1,391		1,392	141
2 保 険 給 付 費	3,391,484	0	3,391,484				
3 財 政 安 定 化 基 金 拠 出 金	1	0	1				
4 地 域 支 援 事 業 費	108,551	△5	108,546				△5
5 介 護 サ ー ビ ス 事 業 費	18,579	0	18,579				
6 基 金 積 立 金	35	0	35				
7 諸 支 出 金	4,817	34,102	38,919			1,742	32,360
8 予 備 費	10,000	0	10,000				
歳 出 合 計	3,632,815	37,021	3,669,836	1,391		3,134	32,496

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

(単位 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 介護保険事業費補助金	0	1,391	1,391	1 介護保険事業費補助金	1,391	介護保険事業費補助金
計	168,876	1,391	170,267			

(款) 7 繰入金

(項) 1 一般会計繰入金

5 その他一般会計繰入金	99,068	1,533	100,601	1 職員給与費等繰入金	141	職員給与費等繰入金
				2 事務費繰入金	1,392	事務費繰入金
計	576,643	1,533	578,176			

(款) 7 繰入金

(項) 2 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	33,124	1,742	34,866	1 介護給付費準備基金繰入金	1,742	介護給付費準備基金繰入金
計	33,124	1,742	34,866			

(款) 8 繰越金

(項) 1 繰越金

1 繰越金	4,815	32,355	37,170	1 繰越金	32,355	前年度繰越金
計	4,815	32,355	37,170			

3 歳 出

(款) 1 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 一般管理費	74,128	2,924	77,052	1,391		1,392	141	2 給料 3 職員手当等 4 共済費 12 委託料	△398 573 △34 2,783	01 職員等人件費 141 2 一般職給料 △398 3 扶養手当 300 3 通勤手当 △12 3 住居手当 258 3 期末手当 △338 3 勤勉手当 199 3 退職手当 △4 3 児童手当 170 4 共済組合負担金 △34 02 一般管理事業 2,783 12 介護保険システム改修委託 2,783
計	74,128	2,924	77,052	1,391		1,392	141			

(款) 4 地域支援事業費

(項) 3 包括的支援事業・任意事業費

2 地域包括支援センター費	24,736	△5	24,731				△5	2 給料 3 職員手当等 4 共済費	146 △100 △51	01 職員等人件費 △5 2 一般職給料 146 3 通勤手当 6 3 住居手当 △184 3 期末手当 20 3 勤勉手当 38 3 退職手当 20 4 共済組合負担金 △51
計	59,866	△5	59,861				△5			

(款) 7 諸支出金

(項) 1 償還金及び還付加算金

2 償還金	3,815	1,739	5,554				1,739	22 償還金、利子及び割引料	1,739	01 国庫支出金等返還事業 1,739 22 国庫支出金等返還金 1,739
計	4,815	1,739	6,554				1,739			

(款) 7 諸支出金

(項) 3 繰出金

1 一般会計繰出金	1	32,363	32,364			1,742	30,621	27 繰出金	32,363	01 一般会計繰出事業 32,363 27 一般会計繰出金 32,363
計	1	32,363	32,364			1,742	30,621			

給 与 費 明 細 書

1 特別職

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費					共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	期末手当 年間支給率 (月分)	その他の 手当	計		
補 正 後	長 等 議 員							
	その他の特別職	26	5,311			5,311		5,311
	計	26	5,311			5,311		5,311
補 正 前	長 等 議 員							
	その他の特別職	26	5,311			5,311		5,311
	計	26	5,311			5,311		5,311
比 較	長 等 議 員							
	その他の特別職							
	計							

2 一般職

(1) 総括

(単位 千円)

区 分	職員数(人)	給 与 費				共 済 費	合 計
		報 酬	給 料	職員手当	計		
補正後	11 (7)	(15,108)	38,949	24,288 (2,130)	63,237 (17,238)	12,140 (3,013)	75,377 (20,251)
補正前	11 (7)	(15,108)	39,201	23,985 (2,130)	63,186 (17,238)	12,225 (3,013)	75,411 (20,251)
比 較			△ 252	303	51	△ 85	△ 34

()内は会計年度任用職員を別掲、会計年度任用職員の手当は期末手当のみとなる。

(単位 千円)

職員 手当 等の 内訳	区 分	扶養手当	期末手当	勤勉手当	住居手当	通勤手当	時間外 勤務手当	特殊勤務 手当	管理職 手当	宿日直 手当	休日勤務 手当	夜間勤務 手当	退職手当	管理職員 特別勤務 手当	地域手当
	補正後	378	8,614	6,718	568	644	1,608		449				5,309		
	補正前	78	8,932	6,481	494	650	1,608		449				5,293		
	比 較	300	△ 318	237	74	△ 6							16		

議案第65号

小中学校学習者用コンピュータ機器等の取得について

小中学校学習者用コンピュータ機器等を取得することについて、かすみがうら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第51号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

- 1 件 名 小中学校学習者用コンピュータ機器等購入
- 2 納入場所 かすみがうら市 小中学校11校及び学校教育課
- 3 契約の方法 企画競争（プロポーザル）による契約
- 4 取得価格 146,262,490円
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市中央区島町2-4-12
ミカサ商事株式会社
代表取締役 中西 日出喜

議案第66号

湖北環境衛生組合を組織する地方公共団体の数の減少及び湖北環境衛生組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和3年3月31日をもって湖北環境衛生組合から土浦市が脱退し、湖北環境衛生組合規約（昭和43年地指令第176号）の一部を変更することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井透

湖北環境衛生組合規約の一部を変更する規約

湖北環境衛生組合規約（昭和43年地指令第176号）の一部を次のように変更する。

第2条中「かすみがうら市 土浦市 小美玉市」を「かすみがうら市 小美玉市」に改める。

第3条第2項中「、土浦市に係るものについては、旧新治村の区域（平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。）を対象とし」を削る。

第5条第1項中「16名」を「14名」に、「かすみがうら市 4名 土浦市 2名 小美玉市 3名」を「かすみがうら市 4名 小美玉市 3名」に改める。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第67号

つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体数の減少及び
同公平委員会規約の変更について

令和3年3月31日をもって新治地方広域事務組合が解散することに伴い、つくば市等公平委員会を共同設置する地方公共団体のうちから新治地方広域事務組合を削り、同公平委員会規約を次のとおり変更したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第3項で準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日

かすみがうら市長 坪井 透

つくば市等公平委員会規約の一部を改正する規約
つくば市等公平委員会規約の一部を次のように改正する。

第1条中「掲げる市等」を「掲げる市」に、「関係市等」を「関係市」に改め、同条第4号を削る。

第6条第1項中「関係市等」を「関係市」に改める。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

議案第68号

市道路線の廃止について

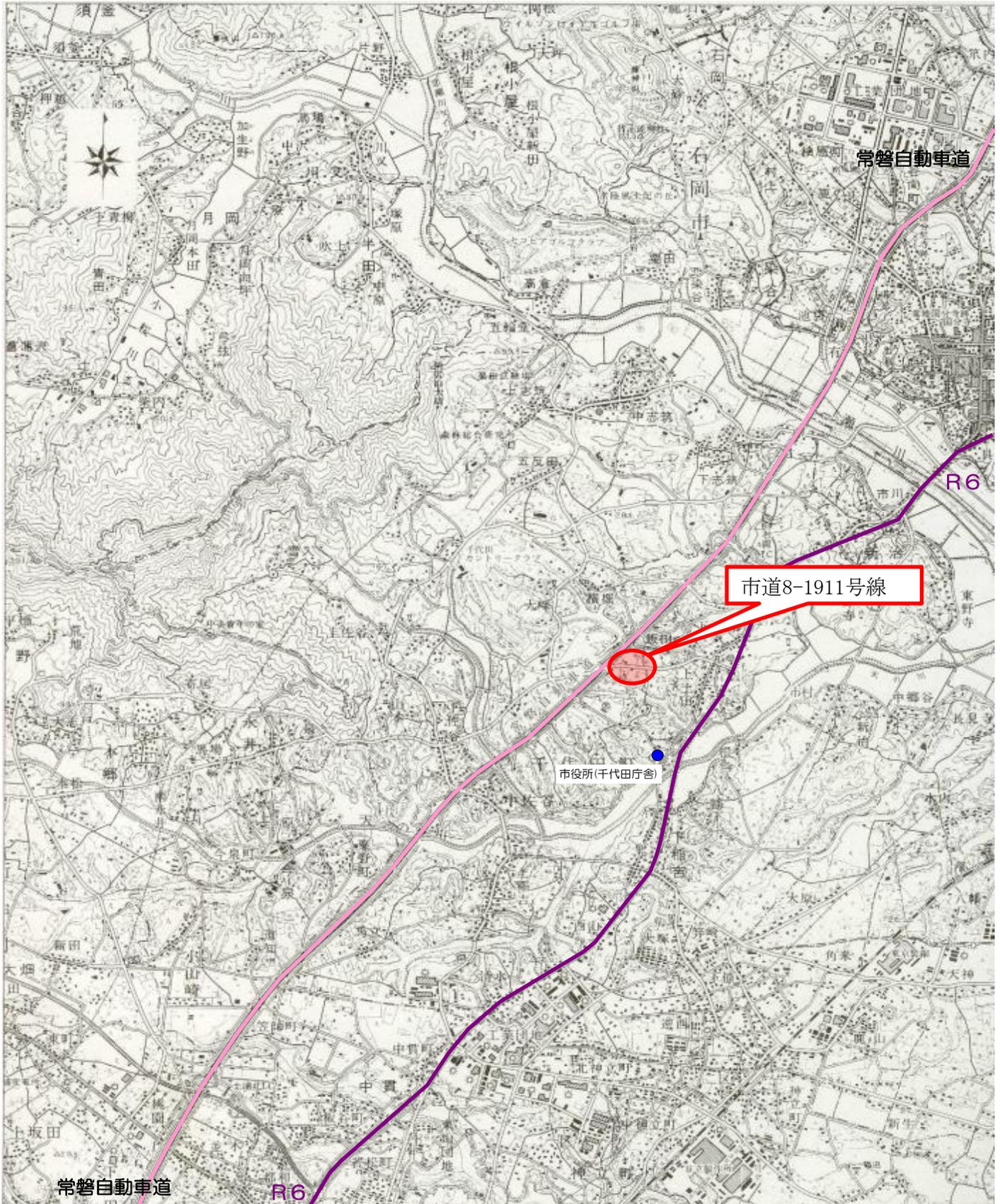
市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-1911	下土田 1542 番 3	下土田 1520 番 5	48.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図



議案第69号

市道路線の廃止について

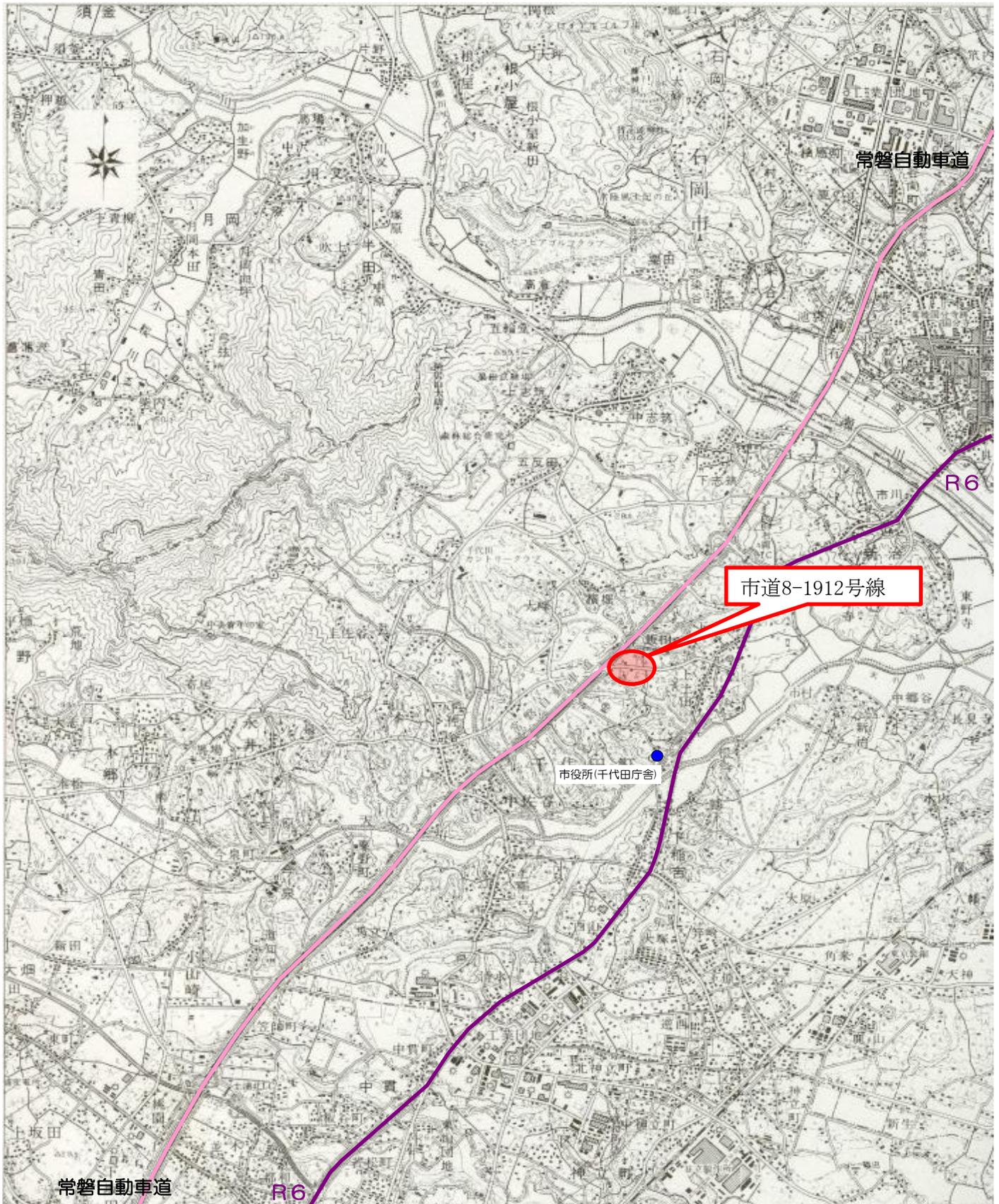
市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

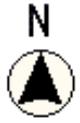
かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-1912	下土田 1491 番 1	下土田 1520 番 5	78.00

路線廃止位置図 (千代田地区)



詳細位置図



常磐高速道路

中根橋

起点

市道8-1912号線

終点

1557

土田

議案第70号

市道路線の廃止について

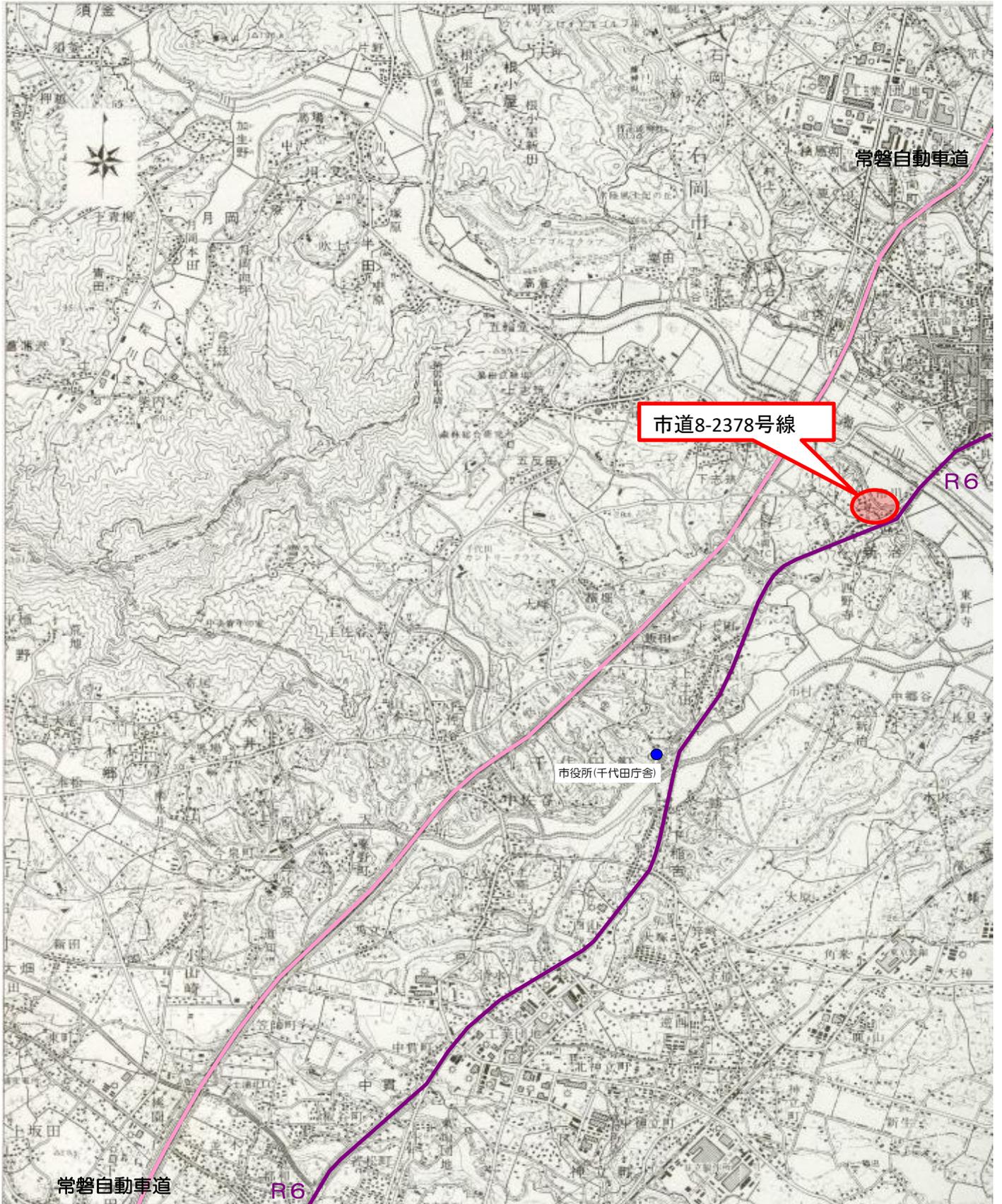
市道路線を廃止することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

路線名		道路区域(区間)		総延長
種別	番号	起点側(地番)	終点側(地番)	(m)
その他	8-2378	市川 362 番	市川 360 番	65.00

路線廃止位置図（千代田地区）



詳細位置図



議案第 71 号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 2 年 11 月 30 日提出

かすみがうら市長 坪 井 透

路線名		新旧	道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	区別	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	1236	旧	深谷 426 番 1	深谷 354 番	1.50～4.00	214.16
		新	深谷 428 番 6			156.81

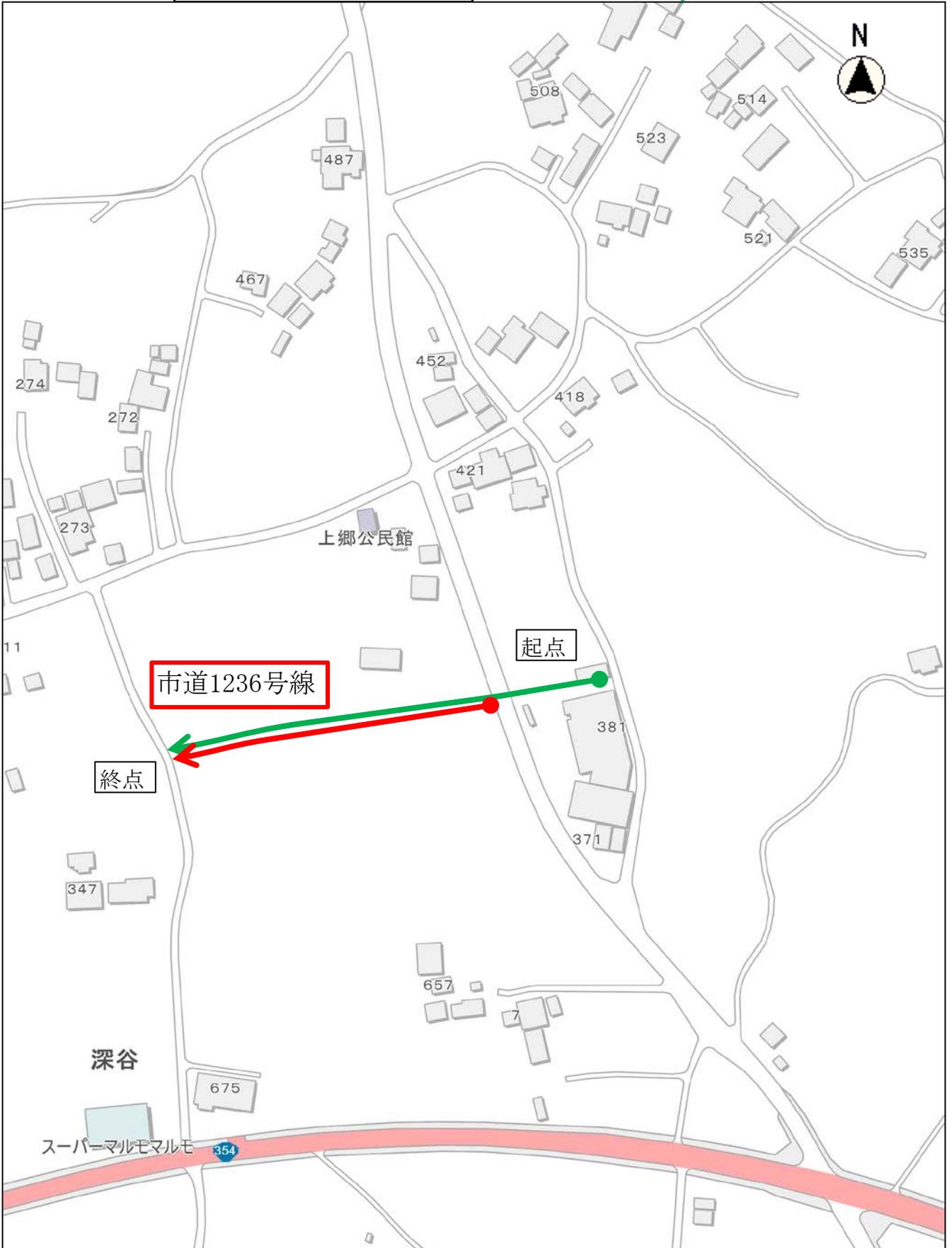
路線廃止位置図（霞ヶ浦地区）



詳細位置図(変更図)

変更前路線

変更後路線



議案第72号

市道路線の変更について

市道路線を変更することについて、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和2年11月30日提出

かすみがうら市長 坪井 透

路線名		新旧	道路区域(区間)		敷地の幅員	総延長
種別	番号	区別	起点側(地番)	終点側(地番)	最小～最大 (m)	(m)
その他	5259	旧	田伏 3625 番	田伏 3618 番	1.50～1.98	113.43
		新	田伏 3629 番3		1.50～1.50	16.00

路線廃止位置図（霞ヶ浦地区）



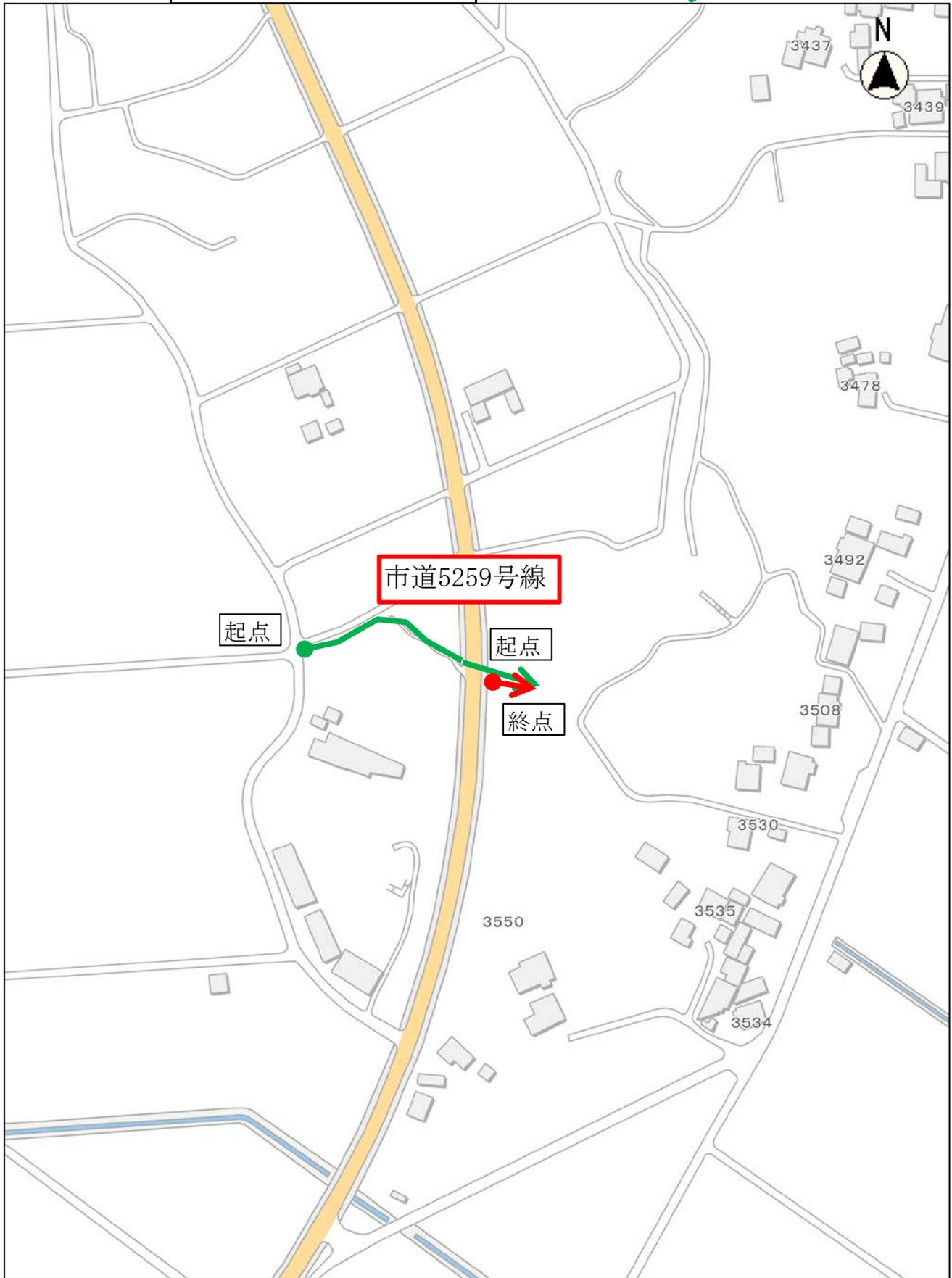
市道5259号線

詳細位置図(変更図)

変更前路線



変更後路線



(参考資料)

付議事件(条例)条文新旧対照表

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。	(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「100分の130」とあるのは「 <u>100分の125</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。

かすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、 <u>「100分の125」とあるのは「100分の165」</u> とする。	(給与条例の適用除外) 第8条 (略) 2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「この条例」とあるのは「この条例及びかすみがうら市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成29年かすみがうら市条例第15号)第7条の規定」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の127.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第1

条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。</p>

かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」と、「100分の125」とあるのは「100分の165」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 市長等の期末手当の額は、給与条例第20条第2項、第4項及び第5項の規定を準用して算出された額とする。この場合において、同条第2項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、同条第5項中「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上のもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるもの」とあるのは「規則で定める職員」と、「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考</p>

「職員の職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。	慮して規則で定める職員の区分に応じて」とあるのは「職務等に応じて」と読み替えるものとする。
---	---

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第1条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、「100分の72.5」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

かすみがうら市職員の給与に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の130、12月に支給する場合には100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは、</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるの</p>

「100分の72.5」とする。 4～6 (略)	は、「100分の72.5」とする。 4～6 (略)
----------------------------	------------------------------

かすみがうら市行政組織条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(部の設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市産業部</p> <p>(6) 建設部</p>	<p>(部の設置)</p> <p>第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を置く。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 産業経済部</p> <p>(6) 都市建設部</p>
<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 秘書に関すること。</p> <p>イ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>ウ 広報及び情報政策に関すること。</p> <p>エ 広域行政に関すること。</p> <p>オ 予算その他財政に関すること。</p> <p>カ 統計に関すること。</p> <p>キ 商業及び工業に関すること。</p> <p>ク 労政に関すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 都市産業部</p> <p>ア 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>イ 観光に関すること。</p> <p>ウ 都市計画に関すること。</p> <p>エ 開発に関すること。</p> <p>オ 公園緑地に関すること。</p> <p>カ 建築指導に関すること。</p>	<p>(部の事務分掌)</p> <p>第3条 各部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室</p> <p>ア 秘書に関すること。</p> <p>イ 市政の総合企画及び総合調整に関すること。</p> <p>ウ 広報に関すること。</p> <p>エ 情報政策に関すること。</p> <p>オ 行政改革に関すること。</p> <p>カ 広域行政に関すること。</p> <p>キ 予算その他財政に関すること。</p> <p>ク 統計に関すること。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 産業経済部</p> <p>ア 農業、林業及び水産業に関すること。</p> <p>イ 観光に関すること。</p> <p>ウ 商業及び工業に関すること。</p> <p>エ 労政に関すること。</p> <p>オ その他産業振興に関すること。</p>

<p>第5条 あじさい館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。</p> <p>2 あじさい館の各施設毎の使用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 多目的室 午前9時から午後10時まで</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、教育長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 多目的室等の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第8条 多目的室等を使用しようとする者は、館長に申請し、多目的室等を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項の変更又は取消しを受けようとするときも、また同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 館長は、多目的室等を使用する者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その条件を変更、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第10条 あじさい館の館内及び敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号に関し、教育長</p>	<p>第5条 あじさい館の開館時間は、午前8時30分から午後10時までとする。</p> <p>2 あじさい館の各施設毎の使用時間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(休館日)</p> <p>第6条 軽運動室等の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(使用の許可等)</p> <p>第8条 軽運動室等を使用しようとする者は、館長に申請し、軽運動室等を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項の変更又は取消しを受けようとするときも、また同様とする。</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 館長は、軽運動室等を使用する者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その条件を変更、又は使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(禁止行為)</p> <p>第10条 あじさい館の館内及び敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号に関し、市長の</p>
--	---

の承認を得た場合はこの限りでない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、**多目的室**等の使用が終了したとき、又は第7条の規定により退館を命ぜられたとき、若しくは第9条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、**教育長**の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 第3条各号に掲げる施設を除くあじさい館(以下「あじさい館**多目的室**等」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、**教育委員会**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) あじさい館**多目的室**等の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

(2) あじさい館**多目的室**等の運営に関する業務

(3) あじさい館**多目的室**等の使用許可に関する業務

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、**教育委員会**が必要と認める業務

(利用料金制)

第15条 市長は、第13条の規定によりあじさい館**多目的室**等の管理を指定管理者に行わせる場合は、**多目的室**等の使用にかかる使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者

承認を得た場合はこの限りでない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(原状回復の義務)

第12条 使用者は、**軽運動室**等の使用が終了したとき、又は第7条の規定により退館を命ぜられたとき、若しくは第9条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、**市長**の承認を得たときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第13条 第3条各号に掲げる施設を除くあじさい館(以下「あじさい館**軽運動室**等」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、**市**が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第14条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) あじさい館**軽運動室**等の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務

(2) あじさい館**軽運動室**等の運営に関する業務

(3) あじさい館**軽運動室**等の使用許可に関する業務

(4) (略)

(5) 前各号に掲げるもののほか、**市**が必要と認める業務

(利用料金制)

第15条 市長は、第13条の規定によりあじさい館**軽運動室**等の管理を指定管理者に行わせる場合は、**軽運動室**等の使用にかかる使用料(以下「利用料金」という。)を指定管理者

の収入として収受させることができる。

2 (略)

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあたっての読み替え)

第16条 第5条から第12条まで及び第18条の規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条第3項及び第6条ただし書中「教育長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育長の承認を得て」と、第7条から第9条第1項までの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「館長」とあるのは「館長及び指定管理者」と、第10条ただし書中「教育長の承認」とあるのは「指定管理者があらかじめ教育長の承認」と、第11条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「定める使用料」とあるのは「定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「教育長」とあるのは「指定管理者」と、第18条見出し中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、同条中「教育委員会」とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、あじさい館の施設又はその設備を損傷し、若しくは滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(教育委員会の免責)

の収入として収受させることができる。

2 (略)

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあたっての読み替え)

第16条 第5条から第12条まで及び第18条の規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条第3項及び第6条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第7条から第9条第1項までの規定中「館長」とあるのは「指定管理者」と、第9条第2項中「館長」とあるのは「館長及び指定管理者」と、第10条ただし書中「市長の承認」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認」と、第11条見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「定める使用料」とあるのは「定める利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第18条見出し中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、同条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、あじさい館の施設又はその設備を損傷し、若しくは滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(市の免責)

第18条 教育委員会 は、この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行や過失等による事故等については、その責任を負わないものとする。	第18条 市 は、この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行や過失等による事故等については、その責任を負わないものとする。
---	---

かすみがうら市福祉館設置及び管理に関する条例 新旧対照表(第2条関係)

改正前	改正後
<p>(開館時間)</p> <p>第3条 福祉館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 福祉館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、教育長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第5条 教育長は、次の各号のいずれかに該当する者については、福祉館への入館を禁止し、又はこれらの者に対し退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するおそれのある者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者</p> <p>(3) 政治目的及び宗教目的のために使用するおそれがあると認めた者</p> <p>(4) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条に規定する者又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた者</p> <p>(5) 15人以上の団体。ただし、市、公共的団体及び公益上特に認めた団体を除く。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、教育長が</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第3条 福祉館の開館時間は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(休館日)</p> <p>第4条 福祉館の休館日は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(入館の制限等)</p> <p>第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、福祉館への入館を禁止し、又はこれらの者に対し退館を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反するおそれのある者</p> <p>(2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのある者</p> <p>(3) 政治目的及び宗教目的のために使用するおそれがあると認めた者</p> <p>(4) 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第4条に規定する者又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると認めた者</p> <p>(5) 15人以上の団体。ただし、市、公共的団体及び公益上特に認めた団体を除く。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が福</p>

福祉館の管理上支障があると認めたる者
(使用の許可等)

第6条 福祉館を使用しようとする者は、**館長**に申請し、福祉館を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項の変更又は取消しを受けようとするときも、また同様とする。

2 **教育長**は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 **教育長**は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しないものとする。

(1)～(6) (略)

(使用許可の取消し等)

第7条 **教育長**は、福祉館を使用する者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その条件を変更、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 **教育長**は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(禁止行為)

第8条 福祉館内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号に関し、**教育長**の承認を得た場合はこの限りでない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(使用料の返還)

第10条 既に納付された使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

祉館の管理上支障があると認めたる者
(使用の許可等)

第6条 福祉館を使用しようとする者は、**市長**に申請し、福祉館を使用するための許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。この場合において、許可を受けた事項の変更又は取消しを受けようとするときも、また同様とする。

2 **市長**は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付することができる。

3 **市長**は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しないものとする。

(1)～(6) (略)

(使用許可の取消し等)

第7条 **市長**は、福祉館を使用する者(以下「使用者」という。)が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、その条件を変更、又は使用の停止を命ずることができる。

(1)～(4) (略)

2 **市長**は、前項の場合において使用者に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(禁止行為)

第8条 福祉館内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第1号及び第2号に関し、**市長**の承認を得た場合はこの限りでない。

(1)～(3) (略)

2 (略)

(使用料の返還)

第10条 既に納付された使用料は返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を返還することができる。

<p>(1) 使用者の責めに帰することのない理由により、使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用前に使用許可を取り消されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、教育長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条 使用者は、福祉館の使用が終了したとき、又は第5条の規定により退館を命ぜられたとき、若しくは第7条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 福祉館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福祉館の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 福祉館の運営に関する業務</p> <p>(3) 福祉館の使用許可に関する業務</p> <p>(4) 次条に定める利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める業務</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第14条 市長は、第12条の規定により福祉館の管理を指定管理者に行わせる場合は、福祉館の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受さ</p>	<p>(1) 使用者の責めに帰することのない理由により、使用できなくなったとき。</p> <p>(2) 使用前に使用許可を取り消されたとき。</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めるとき。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p>第11条 使用者は、福祉館の使用が終了したとき、又は第5条の規定により退館を命ぜられたとき、若しくは第7条の規定により使用許可を取り消され、又は使用の停止を命ぜられたときは、当該施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第12条 福祉館の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者が行う業務)</p> <p>第13条 指定管理者が行う業務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 福祉館の施設及び附帯設備の維持管理に関する業務</p> <p>(2) 福祉館の運営に関する業務</p> <p>(3) 福祉館の使用許可に関する業務</p> <p>(4) 次条に定める利用料金の徴収に関する業務</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務</p> <p>(利用料金制)</p> <p>第14条 市長は、第12条の規定により福祉館の管理を指定管理者に行わせる場合は、福祉館の使用に係る使用料(以下「利用料金」という。)を、指定管理者の収入として収受さ</p>
--	--

せることができる。

2 (略)

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあたっての読み替え)

第15条 第3条から第11条まで及び第18条の規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第3条ただし書及び第4条ただし書中「教育長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、教育長の承認を得て」と、第5条規定中「教育長とあるのは「指定管理者」と、第8条ただし書中「教育長の承認」とあるのは「指定管理者があらかじめ教育長の承認」と、第9条見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「教育長とあるのは「指定管理者」と、第11条中「教育長とあるのは「指定管理者」と、第18条見出し中「教育委員会とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と、同条中「教育委員会とあるのは「教育委員会及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、福祉館の施設又はその設備を損傷し、若しくは滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、教育長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(教育委員会の免責)

せることができる。

2 (略)

3 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めるとき又は変更するときは、あらかじめ市の承認を得なければならない。

(指定管理者による管理にあたっての読み替え)

第15条 第3条から第11条まで及び第18条の規定は、指定管理者による管理を行う場合について準用する。この場合において、第3条ただし書及び第4条ただし書中「市長が必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者が必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第5条規定中「市長とあるのは「指定管理者」と、第8条ただし書中「市長の承認」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認」と、第9条見出し及び同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条(見出しを含む。)中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長とあるのは「指定管理者」と、第11条中「市長とあるのは「指定管理者」と、第18条見出し中「市とあるのは「市及び指定管理者」と、同条中「市とあるのは「市及び指定管理者」と読み替えるものとする。

(損害賠償)

第17条 故意又は過失により、福祉館の施設又はその設備を損傷し、若しくは滅失した者は、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りではない。

(市の免責)

第18条 教育委員会 は、この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行や過失等による事故等については、その責任を負わないものとする。	第18条 市 は、この条例又はこれに基づく規則に定める使用者の義務の不履行や過失等による事故等については、その責任を負わないものとする。
---	---

かすみがうら市公の施設の使用料等に関する条例 新旧対照表(第3条関係)

改正前				改正後			
別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)				別表(第3条、第4条、第5条、第6条関係)			
施設名等	区分	1時間あたり使用料		施設名等	区分	1時間あたり使用料	
		市内	市外			市内	市外
(略)				(略)			
あじさい館	多目的室	480円	720円	あじさい館	軽運動室	300円	450円
	軽運動室	300円	450円		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)
(略)				(略)			

かすみがうら市国民健康保険税条例 新旧対照表

改正前	改正後
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し	第27条 次の各号の一に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額(当該減額し

<p>て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が<u>33万円</u>に被保</p>	<p>て得た額が19万円を超える場合には、19万円)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から才及びカに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。</p> <p>(1) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第 703 条の 5 に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</u></p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(2) 法第 703 条の 5 に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、<u>43 万円(納</u></p>
--	---

<p>険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>	<p>税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア～カ (略)</p>
<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号)第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第28条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第27条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山</p>

する総所得金額」とあるのは、「**法**第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並

林所得金額」とあるのは「**法**第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)**及び山林所得金額**」と、「**110万円**」とあるのは「**125万円**」とする。

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並

びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又

びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と「及び山林所得金額の合計額()とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額()と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

8 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又

は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定す

は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定す

る先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

13及び14 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、

る先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等にかかる事業所得等の金額」とする。

13及び14 (略)

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第28条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第28条**の規定の適用については、第3条第1項中

法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、**第27条**中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第7条、第11条及び**第27条**の規定の適用については、第3条第1項中

<p>「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第28条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>	<p>「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第27条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p>
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">(適用区分)</p> <p>2 この条例による改正後のかすみがうら市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。</p>

かすみがうら市介護保険条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成30年度から令和2年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号</p>

<p>に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,300円 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>	<p>に定める額とする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 76,300円 イ 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。)が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>ロ (略)</p> <p>(7)～(11) (略)</p> <p>2～4 (略)</p>
	<p>附 則</p> <p><u>この条例は、令和3年1月1日から施行する。</u></p>

かすみがうら市都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準を定める条例 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる既存集落の区分に従い、それぞれ当該各号に定める建築物の用途以外の用途とする。</p> <p>(1) 沿道型集落 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物並びに延べ面積が200平方メートル</p>	<p>(法第34条第11号の条例で定める予定建築物等の用途)</p> <p>第5条 法第34条第11号の規定により条例で定める予定建築物等の用途は、次の各号に掲げる建築物の用途以外の用途とする。</p> <p>(1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)別表第2(い)項第1号に規定する建築物のうち、自己の居住の用に供する専用住宅</p>

<p><u>ル以下の事務所及び作業所</u></p> <p><u>(2) 依存型集落 建築基準法別表第 2(ろ)</u></p> <p><u>項各号に掲げる建築物</u></p>	<p><u>(以下「自己用住宅」という。)</u></p> <p><u>(2) 建築基準法別表第 2(い)項第 2 号に規定する建築物のうち、自己の居住の用及び自己の業務の用に供するもの</u></p> <p><u>(3) 建築基準法別表第 2(ろ)項第 2 号に規定する建築物のうち、自己の業務の用に供するもの</u></p> <p><u>(4) 延べ面積が 200 平方メートル以下の事務所又は作業所のうち、自己の業務の用に供するもの。ただし、沿道型集落に建築するものに限る。</u></p> <p><u>(5) 前各号に掲げる建築物に附属する建築物</u></p>
<p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>次のいずれかに該当する開発行為</u></p> <p><u>7 沿道型集落又は独立型集落において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第 2(ろ)項各号に掲げる建築物又は延べ面積が</u></p>	<p>(法第 34 条第 12 号の条例で定める開発行為)</p> <p>第 6 条 法第 34 条第 12 号の規定により条例で定める開発行為は、次の各号のいずれかに該当する開発行為とする。</p> <p>(1) 既存集落の維持が困難となっている規則で定める要件に該当する区域内の既存集落であって、第 4 条第 1 項第 2 号から第 7 号までのいずれにも該当するもの(第 4 条第 1 項第 1 号に該当するものを除く。)のうち、沿道型集落、独立型集落又はその他の集落のいずれかに該当するものとして市長が指定する土地の区域内において行われる<u>前条各号の建築物の建築を目的とした開発行為で、予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの。この場合において、前条第 4 号の規定の適用については、同号中「沿道型集落」とあるのは、「沿道型集落又は独立型集落」とする。</u></p>

<p><u>200平方メートル以下の事務所若しくは作業所であり、かつ、当該予定建築物の高さが規則で定める高さを超えないもの</u></p> <p><u>1 その他の集落において行われる開発行為であって、予定建築物の用途が建築基準法別表第2(ろ)項各号に掲げる建築物であり、かつ、その高さが規則で定める高さを超えないもの</u></p> <p>(2) 既存集落(規則で定めるものに限る。)内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る線引日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、<u>自己の居住の用に供する専用住宅(以下「自己用住宅」という。)</u>を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(2) 既存集落(規則で定めるものに限る。)内において、当該既存集落が存する市街化調整区域に係る線引日前から土地を所有する者その他規則で定める者が、<u>自己用住宅</u>を必要とするやむを得ない理由により、当該土地において、自己用住宅の建築を目的として行う開発行為であって、規則で定める要件に該当するもの</p> <p>(3)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p><u>2 この条例の施行の日の前日までに、法第32条に規定する協議に係る事前協議書又は法第29条第1項本文、第35条の2第1項本文、第42条第1項ただし書若しくは第43条第1項本文の規定による許可に係る申請書が市長に提出された開発行為等については、なお従前の例による。</u></p>

湖北環境衛生組合格約改正 新旧対照表

改正前	改正後
(組合を組織する地方公共団体)	(組合を組織する地方公共団体)

<p>第2条 組合は、次の市をもって組織する。</p> <p>石岡市</p> <p><u>かすみがうら市</u></p> <p><u>土浦市</u></p> <p><u>小美玉市</u></p>	<p>第2条 組合は、次の市をもって組織する。</p> <p>石岡市</p> <p><u>かすみがうら市</u></p> <p><u>小美玉市</u></p>
<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる事務のうち、<u>土浦市に係るものについては、旧新治村の区域(平成18年2月19日現在の新治村の区域をいう。)</u>を対象とし、小美玉市に係るものについては、旧玉里村及び旧小川町の区域(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。</p>	<p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 前項に掲げる事務のうち、小美玉市に係るものについては、旧玉里村及び旧小川町の区域(平成18年3月26日現在の玉里村及び小川町の区域をいう。)を対象とする。</p>
<p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は<u>16名</u>とし、各市ごとの定数は、次のとおりとする。</p> <p>石岡市 7名</p> <p><u>かすみがうら市 4名</u></p> <p><u>土浦市 2名</u></p> <p><u>小美玉市 3名</u></p>	<p>(議会の組織)</p> <p>第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は<u>14名</u>とし、各市ごとの定数は、次のとおりとする。</p> <p>石岡市 7名</p> <p><u>かすみがうら市 4名</u></p> <p><u>小美玉市 3名</u></p>
	<p><u>附則</u></p> <p><u>この規約は、令和3年4月1日から施行する。</u></p>

つくば市等公平委員会規約 新旧対照表

改正前	改正後
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、次に<u>掲げる市等</u>(以下「<u>関係市等</u>」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(1)つくば市</p> <p>(2)かすみがうら市</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第7条第4項の規定に基づき、次に<u>掲げる市</u>(以下「<u>関係市</u>」という。)は、共同して公平委員会を設置する。</p> <p>(1)つくば市</p> <p>(2)かすみがうら市</p>

(3)つくばみらい市 <u>(4)新治地方広域事務組合</u>	(3)つくばみらい市
第2条—第5条 (略)	第2条—第5条 (略)
(経費) 第6条 公平委員会の設置及び運営に要する すべての費用は、 関係市等 が負担するもの とし、その負担額は、 関係市等 の長が協議 して定める。 2 (略)	(経費) 第6条 公平委員会の設置及び運営に要する すべての費用は、 関係市 が負担するものと し、その負担額は、 関係市 の長が協議して 定める。 2 (略)
第7条 (以下略)	第7条 (以下略)